

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年10月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 7－6 号

職員の定年に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年に関する規則（規則第 7－4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第10条 条例第 9 条第 3 項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 (1) （略） (2) <u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校の特定管理監督職群 <u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校の校長並びに人事委員会が別に定める職	（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第10条 条例第 9 条第 3 項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 (1) （略） (2) 県立高等学校及び県立中等教育学校の特定管理監督職群 県立高等学校及び県立中等教育学校の校長並びに人事委員会が別に定める職

附 則

この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。